令和6年度ホテル白萩専用利用助成事業実施要項

1 趣旨

公立学校共済組合宮城支部の組合員又はその被扶養者が、公立学校共済組合仙台宿泊 所「ホテル白萩」を利用した場合、利用費用の一部を助成する。

2 配布及び利用対象者

- (1) 配布対象者 組合員及び任意継続組合員(以下「組合員」という。) (令和7年1月末日までに組合員資格を有した者)
- (2) 利用対象者 組合員及びその被扶養者
- (3) 利用券は、年度当初に組合員あて配布する。また、年度中途資格取得者に対しては、その都度配布する。

3 助成金額等

- (1) 助成額 2,000円(1,000円券2枚)
- (2) 有効期限 令和7年3月31日までとする。

4 使用方法

- (1) 利用券に組合員証番号・組合員氏名及び所属所名並びに利用目的を記入すること。
- (2) 施設を利用した際、会計時に組合員証又は被扶養者証を提示し、利用券を使用すること。

5 その他

- (1) 利用券と現金との引換え及び釣銭の支払いをすることはできない。
- (2) 利用券を他人へ譲渡することはできない。
- (3) 旅費(宿泊料)が支給される公務出張における宿泊では、本利用券を使用することはできない。

上記については、令和6年4月1日から適用する。